

平成24年第3回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成24年6月8日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成24年6月8日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸 子 君      |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |

|        |             |
|--------|-------------|
| 民生課長   | 奥 至 雅 君     |
| 税務住民課長 | 河 本 和 彦 君   |
| 環境防災課長 | 吉 原 修 君     |
| 産業建設課長 | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長 | 三 好 修 平 君   |
| 出納室長   | 山 根 道 春 君   |
| 学校教育課長 | 中 村 輝 彦 君   |
| 生涯学習課長 | 坂 井 眞 智 子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主任     | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 日程第1 | 「一般質問」                    |
| 日程第2 | 諮問第1号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」 |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 皆さん、御起立願います。

御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御着席願います。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

○議長(川本英輔議員) 日程第1 一般質問を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり9名から11問の質問事項が通告されております。

それでは、1問ずつ順次発言を許します。なお、質問の際には要点を絞って、御発言願います。また再質問は5問までといたします。

10番中 雅洋議員から「通学路の安全総点検を」についての質問を願います。

○10番（中 雅洋議員） 「通学路の安全総点検を」の件で質問いたします。

平成24年4月23日午前8時ごろ、京都府の府道で軽乗用車を無免許で居眠り運転していた少年が、小学生10人の集団登校中の列に突っ込み、次々と児童をはね、引率の保護者と児童が死亡、他にも重体や重軽傷を負わすなど、悲惨な事故が発生したことは、まだ記憶に新しいところであります。この事故が発生した道路には、歩道と道路の境界に白線はあったが、縁石やガードレールはなく、一方通行の道路でありました。まさに坂町や近隣市町のどこにでもありそうな普通の道路でありました。

こうした悲惨な事故の事例を他山の石として放置するのではなく、我が身に置きかえ同様の加害者が発生しないようにしたり、通学路のコースや道路対策などの総点検（現状把握、対策の計画、対策実施、確認等）を実施し、早急に手の打てるところ、計画的に対策していくところ等を明確にしていくべきだと考えますが、町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「通学路の安全総点検を」の件についてお答えいたします。

平成24年4月23日京都府亀岡市において、また4月27日には千葉県と愛知県において登校中の児童らの列に自動車突っ込み、多くの死傷者が出る痛ましい事故が相次ぎ胸が痛む思いでございます。こうした状況を受け国は学校安全の推進に関する計画を閣議決定し、文部科学大臣はこの閣議決定を踏まえ、国においては関係大臣と協力連携して、学校の通学路の安全確保に全力を尽くすこと。また、都道府県及び市町村においては、学校、警察、道路管理者等が一層連携協同して通学路の安全点検や安全確保に努めていただきたいとする学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージを発しました。

このことにつきましては、教育委員会から各小・中学校長に通知するとともに、通学路の現状把握などの総点検を実施し、交通事故防止の徹底を図るよう指導いたしました。通学路の総点検につきましては、通学時に多くの車両が通過する道路で、縁石

やガードレール等が設置されていないなど、危険が予測される通学路については、保護者や警察署及び町関係部課等とよく協議し、必要に応じて指定している通学路の変更も含めて検討するよう指導しております。

通学路の中には車道と歩道が分離されていない道路がありますが、これまでも学校や保護者からの要望を町関係部課と対策を検討した上で、坂町交通安全対策協議会で協議し、道路管理者に交通安全施設を設置していただくなど、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今回実施した通学路の総点検の結果をもとに、危険な箇所について各小・中学校と対策の検討を行うとともに家庭、地域、警察署及び交通安全協会の御理解と御協力をいただき、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育の徹底を図るなど、児童生徒が安全に通学できるように取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

また、このたび京都府亀岡市で起こったような交通事故は、運転者の自覚なしには抜本的な事故防止はできず、運転者が交通規則や運転マナーを守ることが重要でございますので、今後とも警察署及び交通安全協会など関係機関と連携して、交通安全の推進に努めてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁いただきました。ここで何点か関連した質問をさせていただきます。まず、今回多分19歳だったかな、少年が無免許で運転、居眠り運転をしていたということなのですが、そういった加害者がいなければ、こういった事故も発生しないというのはもちろんのことです。

そこで一つお聞きするんですが、こういった事故が将来坂町出身の子ども、特に今の子どもさんが大きくなって、そういった加害者になることのないよういろいろと交通安全教育などをおこなうと思うんですが、その辺をもう少し具体的にどんな形で、今、坂町では子どもさんに対して、いろいろ交通安全教育をおこなうんですよというのを一つお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。各小学校におきましては、年度初め4月の下旬から5月の中旬にかけて、警察や坂町交通安全協会の御協力のもと交通安全教室を実施いたしております。低学年に対しましては主に歩行の仕方等につ

いての指導をいただき、また中学年から高学年につきましては、特に自転車の乗り方等についての交通安全教室を開催し、指導をいただいているところでございます。

また、学校のほうにおいては、こういった交通安全教室とは別に定期的な町会等での交通安全指導や長期休業前の交通安全指導、また、地域やPTAの方々の通学時の通学路での見守りや交通安全指導等を行っていただいているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 三つ子の魂百までというのがありますけど、しっかり児童の頭のやわらかいうちに、しっかり教育しとくのがいい効果が出てくるのかなと思いますからぜひ継続して、そういったのはそういった教育をやってください。

2点目なんですけど、通学路の総点検ということで、多分まだできてないかもわかりませんが、現状把握的な領域で、現在どの辺まで総点検的なものができておるのか、ちょっとその辺を具体的にお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） 町内の小・中学校におきましては、先ほどの教育長の答弁の中にもございましたように、総点検を指示いたしております。その総点検につきましては、学校によっては総点検実施済みの学校ございますが、まだPTAとの現地の危険な箇所等についての確認ができていない学校等もございますが、近日中には通学路の危険箇所についてPTAとの共通認識を持って、危険箇所の整理をいたしまして、6月末に開催される予定の坂町交通安全対策協議会のほうに危険箇所については協議させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 町内の通学路も結構あるんだろうと思いますから、しっかり行政側としても特に危険な個所のというのが現地に赴いて確認するくらいの対応をして欲しいな思っております。

そこでですね、もう少し具体的に、例えば、私、今、横浜東のほうに住んでおりますから横浜3部の集会所があります。そこから国道31号線に向かって真っすぐな大きな片側1車線、トータル2車線の道路がありますが、先日もちょっと確認したんですが、あそこが今、通学路になつとると。横浜東の少し2丁目のほうの児童と植田地区の児童があそこ横浜小学校の裏口を通過してずっとあそこを通学路で通過しているということでございます。

万が一そういった加害者が、例えばあそこのそういった通学中にぼっと居眠りとかいうのがあって、こう行ったとしたら、わあ、不安全な状態の道路だろうと思っております。予算さえあればあそこに縁石とかガードレールとかできんのかなと思うんですが、いろいろとこう規制があるんかわかりませんが、その辺はあそこの例えば、わかりますかね、道路の。朝上港運の横の道路です。あそこにちゃんと白線はあります。カラー舗装してます。何で縁石とかちょっとガードレールでもあれば、万が一の加害者があっても、加害者が出たとしても少しは死亡まではつながらんのかなというような気もするんですが、ああいったところこそすぐ手を打てる場所、予算さえ組めば、いうふうに思うんですが、いかがですか、あそこら。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 岡田島線でございますが、国道から3部集会所までの区間で歩車道が分離できてない部分が御指摘のようにございます。2車線の車道がありまして、歩行者が通行するところは白線から民地までの幅約1m程度を通行されている状況でございます。車道と歩道との間に分離施設を連続して設置する場合、現在の白線からその施設を離して設置することになりますので、歩行者の通行の幅は設置する幅を除きますと、一人通行できる幅員が確保できる程度でございます。また、住宅、工場の出入り口があるため、そういった分離の施設の設置は困難であることから現在路面への色づけ等で対応しているが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） いろいろと規制があるようですが、そうなるとうような規制に対して、ちょっと現状を踏まえていつごろの規制なんかわかりませんがその辺に、要は改善とか、要は現場の声をそういった規制のもとへ提案して、徐々に変えていくというのも一つの動きになるかもわかりませんが。その辺は頭の隅っこに入れていただいて、そういった規制がなければ、もう少しはこう車優先じゃなくって、子ども優先いうのも対応できるのかなと。

それとそれよりはもう少しやはりこういったケースの場合、通学路、これの見直しというのをやはりPTA、保護者、学校あたりとぜひ検討をしていただいて、そのほうがいいのかなと。あそこはもう手が打てるのだったらね、そういうふうに考えるんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 御指摘のように通学路については、少々距離数が出る、遠回りになっても安全を優先すべきというふうに考えております。実際のところ今回の総点検では、今後PTAの方に実際に歩いてもらって、通学路についての変更という検討を行っている学校もございます。今後においてもそういったように、より児童生徒の安全確保というのを念頭に置きながら教育委員会としても指導条件を行っていきたいというふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「循環バスの将来的な方向は」について質問願います。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「循環バスの将来的な方向は」の件で御質問します。

平成15年度から始まった坂町循環バスですが、運行形態を見直す時期にきていると思いますが、下記について伺いたい。

一つ目、直近3年間の収支が毎年1,000万円の赤字と聞くが、将来も続くと想定されるが、これでいいのかどうか、見解を伺いたい。

2点目、近隣の町の情報では、デマンド交通を導入され、固定路線・定時運行から必要な時に乗り合いタクシーを向かわせる方式を採用している。本町も切りかえを検討したらいかがでしょうか、見解を伺いたい。

3点目、交通空白地域をなくし坂町全域をカバーし、町民に均一なサービスができるよう早急に対応願いたい。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「循環バスの将来的な方向は」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バスは議会の皆様をはじめ関係各位の御協力によりまして、平成15年4月からの運行開始以来10年の節目を迎えました。その間、通勤、通学、通院、買い物など広く地域住民の日常生活を支えるための交通手段として、これまでに延べ約65万人もの方々に利用をいただいております。

平成17年1月には議会の皆様方をはじめ、地元住民の強い要望により坂小屋浦ルート of 運行を開始し、平成19年6月には坂方面行きの水尻バス停を設置をいたしております。さらに議会の皆様方の御理解と御協力をいただき、平成21年1月より経

費節減のため極端に利用者の少ない時間帯での運行形態の見直しも実施をしております。また、平成22年度からは循環バスの継続運行と超寿命化を図るため、全額補助である広島県の緊急交付金を活用し新規バス1台を購入をいたしております。

御質問1点目でございますが、議員御承知のように坂町循環バスは、平成15年度に中国JRバス鯛尾路線の廃止に伴い路線の存続方法等を検討をした結果、中国JRバスを存続させ、莫大な経費負担をするよりはるかに安価な経費で、しかも利用者の利便性の向上が図れる直営方式により運行を開始した経緯もあり、他の市町の経営状況と比較してもはるかに安価な経費で運営できております。町の財政状況や受益者負担のバランスを考慮すると、現時点では最少の経費であると考えております。

今後は運行形態の再度の見直しも視野に入れながら、経費節減に努めてまいりたいと考えております。

御質問2点目でございますが、議員御指摘のようにデマンド方式を導入している自治体や地域はありますが、各自治体、地域とも莫大な、多大な経費負担を強いられており、現民による経費節減等継続運行に苦慮しているというふうにお聞きをいたしております。

坂町は自家用有償旅客運送による方式を採用いたしており、もしデマンド方式に切りかえた場合、広島県からのバス運行対策補助金は減少する可能性もあり、ますます町財政を圧迫することとなりますため、デマンド方式の導入は難しいというふうに考えております。

御質問3点目の交通空白地域をなくし、町民に均一のサービスをでございますが、道路は狭隘で車両が離合不可能な地域など、大変御不便をおかけしていることに対して心を痛めておるところでございます。私は導入当初から一貫して申し上げておりますとおり狭隘な道路については、道路交通上危険であるばかりでなく、緊急救急車両の運行にも支障が生ずる恐れがあるため、車両の離合が可能な範囲で、循環バスの導入をすることにいたしております。現在も導入当時と道路の状況が変わっていないため、新たな循環バスの乗り入れは物理的に困難というふうに考えております。現在鋭意取り組んでおります県道坂小屋浦線事業が完成をすれば、循環バスの乗り入れが可能となり、ある程度不便が解消されるものと考えております。

このため町といたしましても1日も早い完成を目指して努力してまいりますが、引き続き議員の皆様方におかれましてもこれまでにもまして絶大なる御支援、御協力を



お願いいたします。今後とも坂町循環バスの良好な運行運営のため努力してまいる所存でございますので、御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 運行開始から10年、さまざまな対応をとっていただいたことは十分わかるんですが、現状のですね、固定路線手順運行について、私は限界を感じるわけでございます。その限界ちゅうのは利用者数の減少があります。町民の利用者数の減少があります。具体的にはですね、21年度に先ほど答弁ありましたようにバス1台を導入しました。3台になりましたにもかかわらず23年度の利用者数が17年度比2割減でございます。20年度比においては1割減になっております。今後ですね、その手詰まり感というんですか、否めないと思うんですが、次に打つ手はどういうふうな対策があるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。現在坂町循環バスの利用者の客層でございますけども、ほとんどが高齢者でかつ女性が多くございます。高齢者の方々につきましては、運転免許を所有しておりませんが、最近の60歳前半の女性は運転免許の保有率が高いためバスに乗らない。このためにバス利用者が減少傾向にあるというふうに理解しております。

今後ですね、議員おっしゃるように飛躍的な利用者の増加は難しいと考えますけども、先ほど町長が答弁いたしましたように、県道坂小屋浦線の整備状況によっては、新ルートの実行により利用者増加につながる可能性もあるので、引き続き県道の整備促進と利用者増加に向けて啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 新ルートの開発の余地があるというふうなことで伺ったんですが、今回ですね、ちょっといわゆる私はですね、ちょっと次の提案でございます。バスの実験運行ということは、ちょっとデマンド交通のことでちょっと御提案したいんですが、実は平成22年ごろからですね、県内13市町村がデマンド交通での運用の見直しをやってるんですよ。その新聞上でいろいろと目にするんですけども、これ実験運行なんで、1年間例えばやってみるといような意味合いなんですけども、現在も国・県の何か100%補助金があると思われるんですよ、この実験運行について。本町もこのデマンド交通の実験運行をやってみるといことを要望しますけど

も、この辺の考え方はどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。現在デマンド交通をですね、導入しておる市町はございます、県内ですね。この導入しておられる市町に関しましては、交通手段の需要が分散している。いわゆる集落が点在している。地域、町域が広い区域、基本的に導入しております市町におきましても運行時間も短く、運行便数もですね、1日当たり平均して5から6便程度というふうになっております。

それで、試験運行ということでございますけども、これ導入しておられるところもですね、試験運行をへて、導入に踏み切っておられますが、これも先ほど町長の答弁でありましたように、莫大な町市財政の圧迫を受けておりました、継続運行に苦慮しているとお聞きしております。

また、導入している町につきましてはですね、過疎対策事業債とかですね、広域合併に伴う合併特例債が充当をされておりました、各種事業実施に当たりまして、優利な制度が活用ができており、その分ですね、一般財源をそういった他事業への配分ができるという利点があるために、導入をしているという経緯もあると聞いております。

それとですね、現在導入しておりますけども、例えば安芸太田町でございますけども導入しておりますけども、約5,000万円の一般財源からの持ち出し、神石高原町におきましては、約3,000万円の持ち出し。各市町におきましてもそういった莫大な財政負担を抱えておりますけども、町長が先ほど申しました有利な負債であるとか、そういったものを活用して、バス事業にも充てんをできる利点があるため導入していると考えております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のやってみませんかという実験運行の件で、再度質問なんですけど、私の調査ではですね、今のその地域公共交通活性化とか何かでですね、このいわゆる実験運行について100%補助があるとか、あるいは生活交通サバイバル戦略とかいうんで100%補助金があるとかいうことでですね、過疎地だけのいわゆる何補助じゃないとは私は思うとるんですけど、やってみるということですからね。そういうようなことでちょっと再度ですね、そのやってみることについての確認をちょっとしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、都市計画課長が答弁をさせていただいたと思うんですけども、いわゆる実験的なことは確かにできるかもわかりませんが、それ以後実験をしてやった自治体が、先ほど申しましたように5,000万円とか年間、3,000万円の持ち出し、あるいはもっと大きいところは1億円ちかく持ち出しておる自治体も広島県内の市町にはございます。特に平成の大合併をされた市町におきましては、有利な対応という、今、起債を借り入れなんかも有利な借り入れがあるという話もございましたが、特にいわゆる交付税ですね、交付税も合併の算定をした有利な交付税を現状ではいただいておりますような状態で、何とかできておるようなこともあります。多分これがもう10年すると切れることになります。そうすると大変な私はですね、負担を強いられることになり、また今、実施をしておられる自治体もそうなったらまた見直しを多分されると思います。しなければたんというようになると思います。

そういうことを考えますと、恐らくは市町でも同じような結果になるのは、目に見えておるわけでありまして、それよりも現状のものをしっかりと持続しながら、今、県道の事業もですね、坂本郷につきましては、少しずつ進んでおりますし、以前の議会でも申し上げておりますが、坂小学校の前から中村のほうまでの街路区間ですね、県道ができましたらですね、何とかですね、バスも上条まで上がれる可能性が出てくるわけでありまして、やはりそこらにですね、より力を注いでですね、これを早く実現することが、いわゆる財源の負担を軽減し、そしてまた住民の利便性、時間は少しかかるかもわかりませんが、利便性を高めていくことにもなるということで、これをですね、これからも引き続き続けていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっとデマンド交通というふうなことがですね、最近出てきた言葉で、ちょっと私の要望で、ちょっと伺いたいんですけども、デマンド交通というのはですね、私は決して町長に対して全面的に変えというような表現をしてないんです。いうならばデマンド交通はですね、タクシー会社に委託して、利用者の要望に応じて8人乗りとか4人乗りタクシーを運行させ、交通形態で予約方式が今、主流になっているというようなことが大体デマンド交通の意味合いだと思うんですけど、本町の場合は運行形態をがらっと変えるんじゃなくて、上条地区等の空白地帯、これらに対してですね、交通空白地帯に対してそういう運行をさせればどうかのと。今の路

線バスにプラスデマンドタクシー方式、併用というようなことをちょっと提案しよう  
と思うんですけども、その辺の考え方どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。デマンド交通で予約をしてという  
お話でございます。その中でいろいろと私のほう、当課といたしましても調べてみた  
んですけども、まずですね、デマンド交通導入する場合には、ある路線を設定しまし  
て、それにどれだけニーズがあるかというのを把握しまして、1日当たりのかかる費  
用ですね、これには例えば人件費でありますとか、燃料代でありますとか、車両の維  
持管理等が主なものになりますけども、それに加えてですね、予約制にするためには  
オペレーターの費用とか、それに関する運営費用とか、これが約、その路線の設定に  
もよって違いますけども、1,500万円から2,000万円かかる。ITを導入しま  
すと5,000万円ちかくの費用がかかると、そういうことでございまして、例えば  
今、循環バスめじろ2号が農協のどこまで行ってますが、そこから上条までというそ  
ういう単純と言いますが、そういったですね、路線の設定をしたとしてもですね、そ  
ういった経費が余分にかかってくると。ですからやはりそれよりも離合可能な県道の  
整備を第一に促進するべきではないかというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後に質問させてください。将来のバスの運行についてとい  
うことですね、伺うんですが、環境ですね、いわゆる23年度、2、3年後にはで  
すね、高齢化率が28%ぐらいになるんですね、坂町の高齢化率が28%。要は老齡  
化がましてきますね。いろいろと足腰が弱ってきますよね。それと同時にちかい将来  
ですね、交通事故防止のために高齢者から免許証の返納いうようなことがきますよね。  
だからよりですね、ここにきてね、将来を見据えてね、この将来のバスの運行いうの  
をね、住民にとっていわゆる今までいろいろと答弁ありましたように、効率的で利便  
性の高い生活交通体系であることが必須になるわけですね。今後このデマンド交通  
の軸にぜひ高齢者の足として前向きに御検討をしていただきたいと思います。よろし  
くお願いします。

○議長（川本英輔議員） 答弁いるんですか。

○4番（柚木 喬議員） 答弁、もし町長、そのことについて、はい、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどから申しておりますとおり、デマンド方式を実際に登用しておる自治体では、今申しましたように大きな赤字を実際は抱えておるわけでありまして、その補てん策として先ほど申しましたように、合併をされたような自治体は交付税もはるかに有利なものをですね、10年間は補てんをしてもらっておるわけでありまして、そこらがあるから一応形の上では何とか前に今進めておられるという経緯もあります。なかなかそのことについては、難しいと思いますが、これまでも議会でも少し、以前の議会でも申し述べさせていただいたことがあると思いますけども、そういう地域の住民協とですね、一体となって何かそれに似通ったような方法を模索した経緯もありますけども、なかなかですね、うまく整理がつかないというようなことがあります。

そういうことならですね、何とかですね、可能になるんじゃないかというふうには思っておりますけども、これは各地域の住民協の皆さんの御理解と御協力があって、それこそ行政と地域住民が車の両輪でそういう地域の交通を確保するという観点からですね、いけばそういうことが受けとめていただけるのであれば、ひょっとしたら毎日というわけにはいかないかも知れませんが、いくんではないかというふうに思っております。現在、安芸農協さんのほうで、上条路線を1日2便ですか、ぐらい確かやっていたいておるんですけども、そういうふうな一つの事例も踏まえてですね、何らかい方法があればまた検討の余地はあるというふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番主枝幸子議員から「乳がん、子宮がん検診の拡充と促進について」質問願います。

2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 「乳がん、子宮がん検診の拡充と促進」の件について、お伺します。昨年6月定例会において一般質問をしましたが、再度質問いたします。

広島県において、がん検診受診向上に向け、「がん検診へ行こうキャンペーン」を展開する中で、坂町においても住民総合健診の実施、女性特有のがん検診の実施など、がん検診の受診率の向上を図るため、いろいろ取り組んでいる。検診ごとの対象年齢も国の指針に基づき、決めているとの答弁でしたが、坂町の乳がんの受診率は、21年度26%、22年度23%、子宮がん検診の受診率21年度23%、22年度17%で、いずれも下がっています。

最近30代女性のがん死亡原因のトップが乳がんと言われていています。平成23年3月の広島県のがん登録データによりますと、平成19年に乳がんにかかった30歳～40歳の方は76人で、うち亡くなられた方が9人、子宮がんにかかった20代～40代の方は58人で、うち亡くなられた方が5人となっております。

私は若い女性たちが安心して、仕事、結婚、子育てを行うためには、発症が低年齢化している乳がん、子宮がんの早期発見と初期治療が非常に重要であり、そのための検診は必要不可欠と考えます。

坂町でも平成22年には2の方が乳がん亡くなられています。これからの坂町の受診率向上に向けての取り組みをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳がん、子宮がん検診の拡充と促進」の件についてお答えいたします。

現在私が国のがんによる死亡者数は年間35万人を超え、全国では昭和56年から、広島県では昭和54年から死亡原因の第一位であり、日本人の二人に一人ががんになり、三人に一人ががんで亡くなっておる状況でございます。

一方で診断と治療の目覚ましい進歩により、検診などで早期に発見された場合は、多くの方が治るようになってきていることから、国や県におきましては、がん検診の受診率向上に向けさまざまな取り組みが行われており、本町におきましてこれらの取り組みに呼応して、住民総合検診や女性特有のがん検診、働く世代への大腸がん検診などを実施するとともに、住民総合健診の実施回数をふやすなど、町民の方の利便性の向上に努め、受診機会の確保を図っているところでございます。

しかしながら、無料かつ県内医療機関で個別に受診できる女性特有のがん検診事業においても、平成23年度の検診受診率は乳がん21%、子宮がん22%となるなど、これら受診環境を整備する取り組みに対してもがん検診受診率が伸びていないことから、みずからの健康はみずから守るという個人の意志に基づく町民の皆様の行動につながる対策が重要であると考えております。

このため、今年度は住民総合健診や女性特有のがん検診でのがん検診未受診者に対して、電話などによる個別受診勧奨を実施をし、がん検診を受けない人から受ける人へ、行動変容を起こす取り組みを強化するとともに、検診に対する意識調査を実施し、受診行動を妨げる要因の分析などを行ってまいります。

がん対策につきましては、がんの予防とともに早期発見、早期治療が重要であることから乳がんや子宮がんなど、がん検診が有効とされる検診の受診率の向上に引き続き取り組んでまいり所存でございます。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） これからの町の受診率に向けての環境整備取り組みは理解しました。

では、1年前に一般質問をしましたが、そのときも受診率向上に向けて努力してありましたが、あれから1年たちました。受診率は下がってます。この1年間どのような努力をされたのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長兼保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。昨年度につきましては、前年度と同様にがん検診をしておるところでございます。昨年度につきましては、新しく大腸がん検診等を実施したところがございます。さらに検診パンフレット等をつくりましてですね、あわせて広報しておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） わかりました。30代の女性の死亡率が乳がんであると言われていた今、乳がんは早期発見できれば完治するとも言われています。予防の意味では死亡率が高くなる前の検診が重要だと考えます。町独自の対象年齢の引き下げを考えていただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長兼保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） がん検診の対象年齢など検診方法につきましては、効果が確立したがん検診を受診することにより、がんで死亡する危険性が減少するものであることから、今後とも国において評価判定により効果があると認められた検診方法に基づき実施してまいりたいと考えております。乳がん検診の30歳代への拡充につきましては、現在国において検診による乳がんの死亡率減少効果について引き続き調査、研究が行われておりますので、この結果を待ち対応を行いたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） その国の指針というのが、マンボグラフィのことだと思っておりますが、マンボグラフィだけでなく、エコーというのもあります。エコーという

のは、若い女性の乳腺に有効で、マンボグラフィーのようなX線ではないので、放射線の心配はありません。従って、妊娠中の方も安心して検査を受けることができます。産婦人科で検査ができるので、年齢の引き下げも可能と考えます。私の経験で坂町の検診で何度か再検査を受けました。病院ではマンボグラフィーと触診、最後にはやっぱりエコーでの検診で検査結果を出します。それですからエコーもすごい技術がすぐれていると思いますが、そのようなお気持ちはありませんか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長兼保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。エコーの検査による乳がん検診でございますが、現時点におきましては超音波エコーによる乳がん検診のその有効性につきまして、正確な評価を行うためのデータが十分には得られておらず、今後の検討にかかっているとされております。

また、機器が撮影・読影技術が均一でなく、検診による診断基準も統一されていないことから現在ガイドラインを定めることが検討されておるところでございます。国においてこのエコーによる検診につきましても検討を、研究をされておられるところでございます。町としましてもこの国の判定結果を踏まえて対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） それはよくわかりました。子宮がんが20歳代で急激に増加しています。坂町でもせつかく20歳から検診ができます。ですが特に20歳から29歳までの21年度の実診率は21%、22年度は9.8%と非常に下がっています。子宮がんの検診方法なんですが、検診バスの中に何人かが入って、前の人の診察が終わるのを待っています。前の人を受診されている時、先生の声が聞こえたりすることもあります。何か重苦しい空気に包まれながら順番を待ちます。私でさえ一応女性ですから何か嫌だなと思いつつ検診しています。

20歳といえば大学生、または社会人1、2年生です。初めて受診したが集団の中で普通の検診とは違って抵抗があり、恥ずかしいという若い女性の声も聞かれます。早期発見、受診率を上げるためにも幅広い検診の選択方法を検討していただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長兼保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 受診率向上のため個別検診の実施とい



うことだと思いうんですけれども、民間のマーケティング機関によりますと、その受診率向上のためには、個別受診勧奨の有効性が指摘されているところでございます。

また、がん検診を受けていない理由としましては、内閣府の調査によりますとたまたま受けていないというものが最も多く、意識がないわけでも障害があるわけでもなし。受ける必要があるとわかっていてもそのいつか受けようと思っておりますが、そのいつかになるきっかけがないということで、そのきっかけの提供が必要であるというふうに考えております。従いまして、このきっかけづくりのため今年度は、その個別受診勧奨に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） そのような努力をお願いします。早期発見にもどのような検診方法がよいのか、女性の繊細な気持ちを理解していただくことに期待して、質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番中川ゆかり議員から「町内プールの活用について」を質問願います。

○1番（中川ゆかり議員） 「町内プールの活用について」お伺いたします。

いよいよ水泳シーズンの到来です。そこで、町内3校の小学校プールの現状を確認すると、昭和41年に横浜小学校プールが、44年に小屋浦小学校プールが、45年に坂小学校プールが建立されてから40年余りが経過し、多少の整備はされているものの老朽化しており、子どもたちのスポーツ交流の場として、夢や希望をはぐくむ施設とはとても言えない状態です。

水泳は有酸素運動、全身運動であり、循環器機能等を高める運動とされており、体力づくりに最適です。近ごろは、神経系の病気の改善もあるとされ、赤ちゃんから高齢者まで幅広く楽しめるスポーツとなっております。

横浜小学校に町内初のプールが建立されて46年。その間、坂町は目覚ましい発展を遂げ現在に至っております。夢や希望をはぐくむ体育施設として児童や町民が体力づくりを行える施設づくりの中で、町内プール施設の老朽化に伴う整備や施設の充実及びプールの活用計画について、町長はどのように考えられておられるのかお伺いしたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

(休憩 午前10時55分)

あわてんように。

(再開 午前10時55分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 「町内プールの活用について」の件についてお答えをいたします。

「町内プールの活用について」の質問でございますけども、町長にということでしたが、内容は教育委員会の管轄になるものですから教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長(川本英輔議員) 枝廣教育長。

○教育長(枝廣泰知君) 「町内プールの活用について」の件についてお答えいたします。

本町における各小学校のプールはいずれも竣工後40年余りが経過しており、経年による施設の損傷や不備が生じた場合には、その都度修繕や改修をしながら状況に応じて対応を行っているところでございます。

町といたしましても小学校3校のプールが、竣工後40年余りを経過している状況から、改築について検討しなければならない時期にきていると認識いたしております。昨年度までに整備が完了した学校施設の耐震化については、地震による校舎等の倒壊を防ぎ、児童生徒の安全を確保し、また非常災害時における地域住民の避難場所を確保することを目的として、短期間に多額の事業費を集中的に投資して整備いたしました。

しかしながら、その手法と同様にプールを改築することは、財政的に困難であるため、各小学校のプール改築につきましては、町財政への負担を極力軽減するための財源確保等の検討が重要であると考えております。

このような状況の中で、坂小学校につきましては、町がまちづくり方針の実現に向けて、地域住民と協同して取り組んでいる都市再生整備事業の計画区域であるため、プール改築をこの事業に位置づけて実施することが、可能であるかについての検討とともに、文部科学省所管の交付金を活用したプール改築について、現在検討を行って

いるところでございます。今後は横浜小学校及び小屋浦小学校のプールにつきましても経年による施設の損傷状況等を考慮し、改築費用にかかる財源等の検討を行いながら改築の有無を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、プールの活用計画についてでございますが、各小学校におきましては、夏季休業前後の時期に児童の体力づくりのため、それぞれの学年に応じた教科での水泳指導や、水泳記録会の開催、またPTC活動など教科での指導以外でも活用しております。また、生涯学習におきましても4月21日から8月20日の期間中、正午から5時迄プールの一般開放を実施いたしております。坂小学校、横浜小学校につきましては、火、木、土、日の週4日間、小屋浦小学校におきましては、火、木、金、土、日の週5日間の利用となっており、各地域の幼児・児童・生徒・保護者の方々が利用されています。さらに、水に親しみ水泳の楽しさ、向上心を培い、水難事故防止に役立てることを目的に、6月下旬から4月上旬にかけ小学1年生を対象に水泳教室を開催し、個々の体力、能力に応じた水泳指導を実施しております。

今後は改築に関する検討とともに、各小学校においても、また生涯学習においてもプールの有効活用について、検討してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 先ほどの答弁の中で、不備が生じた場合には、修繕や改修を実施されてるということだったんですが、更衣室などプールを利用されたことがあるのでしょうか。3校のプールで共通しているのは、入り口のドアのかわりにカーテンがされております。いつもきちんと閉まっておらず、中が丸見えの状態です。そういう状況になっておりますし、更衣室の床は水浸しです。水板は何枚かありますが、それは役に立たない状態になっております。

それとですね、部屋は暗く水板のかわりにマットでも明るい色のマットでもひけばもっと状況はちょっとかわるんじゃないかと思っておりますし、プールサイドにほとんど陰がありません。太陽の動きを考えた屋根はつけておりません。そのため屋根がついているだけで、陰になっておりません。そういう状況をですね、利用する側の立場に立った対策がなされていないような気がするんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。先ほど議員のほうから御指摘があった施設の管理面についてはですね、そういった実態があれば、改善に向けて小学校のほう、また生涯学習の一般開放中は生涯学習のほうとですね、連携を図りながら改善をしていきたいと、そのように考えております。

また、プールサイドの屋根等についてでございますが、今後ですね、改修計画を行うその上で、そういったことについては検討させていただきたいというふうに考えております。現状のプールの中で対応できる部分があれば、対応を検討してまいります。基本的には各小学校のプールの改築を検討する中で検討をし、より皆様に御利用していただきやすいプールをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 入り口のドアや床敷きなど低料金でできることなので、先ほど課長が言っていただきましたように、もうすぐ子どもたちが授業でプールを利用しますので、それまでにできれば直しておいてやっていただきたいなと思います。

それと、次にこれも答弁の中にありました坂小学校の件ですが、都市計画採用整備事業のですね、計画区域であり文部科学省の交付金を活用したプール改築を検討しているということだったんですが、坂小学校のプールは借地であります。年間260万円ぐらいの借地料を払っていますが、この件につきましても現状のまま改築を検討されるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに坂小学校のプール、これにつきましてもですね、いろいろと検討をいたしております。特に文科省の補助がいいのか、あるいは今申しましたまちづくり交付金でございますけど、この事業を採用したほうが財源的に有利か、どちらが有利かということを今いろいろ種々検討しておる状況であります。

また、場所につきましては、現在の場所をですね、活用をしながらですね、より時代にあった、なおかつ維持費がローコストに運営がなされるようなものをですね、幅広くいろいろ研究をしまして、今すぐというわけにはいきませんが、近い将来ですね、そういう形でできれば50mのプールをもう1度作り直したいというふうな思いで、今いろいろ勉強をしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 町長の答弁頼もしく感じましたので、よろしく願いいた

します。

次に、プール利用についてお伺いいたします。現在はですね、共働きの家が多くてですね、夏休みなんか小中学生の場合引率者がなければ、泳げない状況にあります。利用者が少ないとプール開放日が少なくなり、また利用率の低下に伴って拍車をかけております。利用者をふやすということについて、どのような推進をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。議員さんがおっしゃるとおり利用者は年々減少の傾向にあります。やはり議員おっしゃるとおり共働きの方がふえていらっしゃるということで減少しているのだろうと。共働きの方がふえてる感じで、留守家庭児童会のほうはどんどん人数がふえるんですが、利用者のほうが減ってるというのがよくわかります。

それで、小屋浦小学校等におきましては、夏休みのプール利用をするに当たり、PTAのほうで話し合いをされ、PTAのほうで組をつくって、当番の人が何人か連れていくよその子も一緒に連れていくよとかいうPTAのほうで話をされて、プールの運営についていろいろやられるんですけど、段々段々小屋浦小学校のほうにつきましても共働きの方がふえるということで、それを運営してくださる保護者の方が減ってるという状態で、2、3年前までは小屋浦小学校利用が多かったんですけど、ここ最近利用がどんどん減ってきてるのが小屋浦小学校というところにあります。

それで、坂小学校、横浜小学校につきましては、保護者の方にそういう小屋浦でこういうことをやっておられるんですよとかいろいろ説明をさせていただいて、利用がふえるようにいろいろ努力はしたんですけど、やはり坂小学校や横浜小学校ではそこまで保護者の方々が協力をしてやられるというところ人数も多い関係もございまして、そこまでまだできないという状況にあります。

ですが、監視員の人数も制限されますので、また目が行き届かないとかという安全面を考えると、やはり大人の方に対して今5人、子どもさんは一人の大人の方に5人可能ですというふうにお伝えしてるんですけど、そのところは守っていききたいな、それを一人につき10人とかってふやしていったら、利用者はふえるかもわからないんですけど、安全面でちょっと危険が伴うのが、心配ですので、そのところ一人に対して5人は今のところ現状で維持していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） プール利用者についてもっと利用されるように、今後も努力していただきたいなと思います。

最後になりますが、プール設備は町民の体力づくりはもちろんのこと、防災面についても、火事や災害時においてもプールの水が利用されると考えられます。現在は外のプール、オープンプールですよ、しかない坂町ですがこれを屋内プールにすると防災面に関しましてももっと利用価値の高いものとなると考えられますので、今後改築を考えられる場合は、屋内プールを検討していただきたく質問を終わりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 答弁はいいんですね。

○1 番（中川ゆかり議員） はい、終わりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 1 1 時 1 0 分）

（再開 午前 1 1 時 2 7 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3 番奥村富士雄議員から「防災デーを設定し、毎年避難訓練の実施を」について質問願います。

○3 番（奥村富士雄議員） 「防災デーを設定し、毎年避難訓練の実施を」の件について、質問いたします。

この春の爆弾台風、関東地方では巨大竜巻と予想外の異常気象が起きていますが、まず瞬時に判断し安全な場所へ避難することが大切です。

昨年 9 月に大雨土砂災害、1 2 月には地震津波災害を想定した町内一斉避難訓練が実施され、あわせて 5, 4 2 6 人の多くの町民や事業所の参加がありました。先日その検証報告があり、その成果と課題の説明がありました。その中で避難訓練は 3 年に 1 度の「総合防災訓練」のある年は行わず、ことしは総合防災訓練がある年なので、避難訓練は行わないとの説明でございました。昨年初めて行った避難訓練とその検証による課題の改善は、記憶に新しいうちに取り組んでいくことが重要ではないでしょうか。町民総ぐるみの避難訓練と総合防災訓練は性格が違うはずで、実施しないとい

う理由にはなりません。

災害はいつやってくるかわかりません。毎年実施することが、町民の安心安全につながります。そこで「坂町防災デー」を制定し、避難訓練を毎年その日に実施し、終了後は防災や救護などの講習会、研修会を開催し、町民の防災意識を高揚していくことが必要ではないでしょうか。昭和60年ごろ設立し現在休眠状態や未結成の多い各地区の自主防災組織を再編強化し、その組織を中心に実施し、毎年の訓練により町民が瞬時に判断し、避難へと行動できるような体制づくりが必要であると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防災デーを設定し、毎年避難訓練の実施を」の件について、お答えをいたします。

近年予測のつかない多くの自然災害の発生や、昨年の甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生を踏まえ、災害から住民の身を守るため、有事の際の避難場所の確認や避難経路を地域住民とともに検証し、よりよい避難方法を身につけることを目的として、昨年9月に大雨土砂災害を想定した避難訓練を、12月に地震津波を想定した避難訓練を2回実施をいたしました。

この避難訓練では、住民福祉協議会、学校、企業をはじめとし、多くの皆様方の御理解と御協力をいただき、たくさんの御参加をいただきましたことに対しまして、感謝と御礼を申し上げますとともに、参加者の方々からちょうだいをいたしました御意見等を次の訓練につなげていきたいと考えております。

また、本年度は3年に1度の総合防災訓練の年となっております。9月22日に実施する予定としております坂町総合防災訓練は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関はもとより、町民・企業・行政が一体となって、各種訓練を実施することにより、実践能力を高め災害時における緊密な連絡体制を確立するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図るものでございます。

この坂町総合防災訓練を行うに当たり、住民福祉協議会、消防団、各種関係団体に参加をお願いし、御協力をいただきまして訓練を実施してまいりたいと考えております。町民総ぐるみの避難訓練と総合防災訓練は、性格が違うはずで、毎年避難訓練を実施しない理由にはならないという点につきましては、総合防災訓練は防災関係機関はもとより、電気、ガス、電話、水道等のライフライン、企業、そして住民福祉協議

会の方々と一体となつて行う訓練でございまして、先ほども述べましたが、平素より連絡体制を確立するという意味でも大変重要な訓練でございます。どちらも住民の方々の参加が必要不可欠でありますことから、本年の2月に坂町避難訓練検証会を開催をさせていただきました際に、住民福祉協議会会長と消防団幹部と協議をさせていただき、本年は総合防災訓練を行い、次の総合防災訓練のない2年間は避難訓練を行うということで、年に1度は町において必ず防災に関する訓練を行うことに決定をいたしましたものでございます。

次に、坂町防災デーを制定したらとのことでございますが、毎年9月1日は防災の日として国において制定されたものであり、この日を含め一週間は防災週間となっておりますので、坂町独自の制定は現在のところ考えておりません。

自主防災組織につきましては、町から住民福祉協議会に対し、自主防災組織が機能していないところには、その再構築とまた自主防災組織を設立していない住民福祉協議会へは自主防災組織を成立していただきますようお願いをいたしております。

また、昨年、避難訓練を踏まえまして、自主防災組織を見直し、新しい構成で再スタートをした住民福祉協議会もあり、このような動きや他の地区にも広がればよいというふうに考えております。

町といたしましては、自主防災組織の設立等につきまして、引き続き積極的に働きかけてまいり所存でございます。今後とも町民の安全安心対策の充実のため努力してまいります。御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今の防災デーの件なんですが、確かに「9月1日」は防災の日ということで、これは関東大震災が起きたことで、かなり昔のことなんですね、イメージ的には何かその防災がというような意識はないんですが、全国的な防災週間というようなことの中で、例えばそれじゃ坂町ではですね、この期間中にどういった防災に対する啓発活動をやっておられるのかと、多分広報、広報に載っ取るんじゃないかと思うんですけども、そのほかにですね、こういった防災の日に対して、どういった防災啓発活動を行っているのか、具体的な例を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 議員さん今言われましたとおり、広報等で紹介をしております。



また、防災訓練の実施等につきまして、各地区、自主防災会が防災訓練と言いますか、地区でやっておるといような状況も今までした経緯もございます。そういう取り組みを行っております。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） ちょっと補足させていただきます。それとあわせて、ことは3年に1度の防災訓練を実施するわけですが、この訓練につきましては、多くの方に出ていただかなければいけないということで、基本的にはですね、9月1日が防災の日として、国において決められておりますので、この1日にはなかなか難しいんですが、曜日とかいろんな要因がございまして、難しいんですが、この日を中心としてですね、前後1カ月ぐらいの中で実施するような形で実施をいたしております。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今までの答弁聞いてもですね、国がやっとなるからそれに準拠ということで、坂町独自のですね、やっぱりそういったものの取り組みということ、去年の避難訓練もそういう意味から言えばですね、かなり画期的じゃなかったか思うんですけども、そういう意味で国がやるから坂もやる、坂町もやるんいうんじゃなくって、坂町が率先してやるということもですね、含めてこれ防災デーということについてはですね、やっぱり町民の方々の意識づけの中で、こういった日にちの設定が必要じゃないかとなと。それを中心にしているんならそういった防災訓練をやるというようにことの必要性があるんじゃないかというふうに考えております。

それとあわせて、今、自主防災の問題なんですけど、これうちも2部の住民協も再編をしていこうということがありまして、あるいは新しく防災組織ができたというようにも聞いておりますが、できましたらまだ休眠状態のところもかなり多いみたいなんで、自主防災の連絡会議、住民協の会長会議いうのがあるんですけども、そうでなくて自主防災としての連絡会議なりを行ってですね、例えば消防署、消防団とそういう自主防災組織を踏まえてですね、やっぱりそういった防災計画とか避難訓練の計画とかですね、立てるようにしたらどうかと思うんですけども、いわゆるこの中でもまちづくり防災も地区に広がればよいと考えておって、設立につきまして引き続き積極的に働きかけてまいる所存というふうになっとるんですけども、実際にどういふ働きかけをしていくんかということを具体的にちょっと聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。昨年避難訓練を2回実施させていただきまして、皆様方の御協力が無事に終えたわけですが、2回の避難訓練、1回目の大雨土砂災害のときにですね、自主防災会を組織していない住民協三つございましたけども、その会長さん方にですね、避難訓練を行うに当たりまして、自主防災会の設立をということでお伺いしまして、2回目のときもまたお伺いしております。自主防災時の手引きというのをですね、お渡ししまして、御説明をいたしまして、このようにつくる方法もございますよということで提案をさせていただきました。また、この4月から新しい住民福祉協議会の会長になられた方、初めてお会いする方にあえて御訪問をさせていただきまして、自主防災組織をつくっていただきますようお願いをいたしました。

また、その中で先ほど御質問の中にもありました休眠状態というところにつきましても各住民協の会長さん方に御連絡いたしまして、状況を聞きましてですね、先ほどありましたけども今現在二つの住民協が休眠状態の中、あえてまた新しいメンバーでスタートされたという状況もですね、お聞かせ、お知らせいたしましてですね、ぜひともお願いしたいと。何度お伺い、また御連絡をさせてあげとる状態でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） そういったことで、横の連携という意味でですね、また連絡会議等についてはですね、ぜひ検討していただきたいということも含めまして、やはりこういった災害問題についてはですね、やっぱり日ごろの認識というものがなきゃいけないかと思うんで、今、前も話が出たんですけどもなかなかできてないですけど、例えば避難経路の問題の案内図ですね、あるいは避難所のマップの問題。これはまあなかなかまだできんのんですけども、最近では海拔表示というのがありますよね。海拔表示、どこまで逃げたら大体高さがどの程度まで逃げたらええんかというのがありますんで、町民の方が日々やっぱり意識できるようなですね、そういう目につくような表示というものを公園とかですね、あるいはそういう公共施設に表示していただくということが必要じゃないかなというふうに考えております。

それから、もう1点、要は援護者の問題がありましたんで、ここらも早急にですね、個別計画を立てていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。ただ、そういう日々ですね、やっぱり防災とか避難についての関心を持つための、さっき申

しましたような特に表示関係、案内関係についての整備をですね、どういうふうに関後考えておるのか、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 議員さん1点目の海拔表示とかいうお話です。また新聞紙上にもそういう市町が今ふえとるという中で、今いろいろと研究している状況でございます。いろんな市町の状況、どのようにつくられたのか、どのような表示なのかということは今入手して、今研究をしております。

もう1点の要援護者につきましては、有事の際ですね、我々行政職員が皆さん助けに来てくれると思っていらっしゃる方多いように思われますけども、我々行政職員、人数の限界もございます。そういう意味で自分の命は自分で守るとというのが1番だとは思いますが、地域の皆様方がですね、地域のことを1番知ってる皆様方が支えあって、助け合っていて、そういうことをですね、皆様方をお願いしたいと思っております。そういう中で要援護者につきましては、今いろいろと検討をしております。そういう中で要援護者につきましては、今いろいろと検討をしております。パンフレットや皆様方、また民生委員の方々、消防団の方々、いろんな方々に御協力をいただけるよう今いろいろと協議して検討しておる最中でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時43分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 避難経路の問題とかですね、避難場所の案内図いうのでかね、そういったものも、前も話したときに検討していかないけんのういうようなことがあったんですけども、もちろん避難場所なんかもどこへ避難したらええかというのがわからんですよね。だからそれをわかりやすいところに、表示するという、例えば役場に来たときに、町内の避難場所はどこにあるとかですね、避難経路、避難経路はなかなか難しいんじゃないけども、避難場所はどこにあるんかとかですね、そういったものをやっぱり表示していく必要があるんじゃないかということなんです。海拔はもちろん検討する必要はあるんじゃないけど、1番はやっぱり避難場所の問題なんで、そのの

ところを聞きたかったんです。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） 避難経路と避難場所の件でございますが、避難経路につきましては、以前にもお答えさせていただきましたが、この避難経路をどのように表示していくかにつきましては、今検討しているところでございます。非常に難しい問題がございます。地震とか津波のときにはどういうふうな避難経路になるのか、大雨のときにはどういうふうな避難経路になるのか。それらが住民の方にわかりやすく示されなければいけないというふうなことがございますので、一概にこっちとかあっちとかというふうな町の中につくりましたら逆に混乱するようなことになりまして、それにつきまして非常に難しい問題がございますので、今、検討をしているところでございます。

また、主な避難場所につきましては、実際に掲示をいたしております坂中学校、坂中学校でございますとかですね、ああいうふうな小学校、公民館等につきましては掲示しておりますが、避難場所につきましてもなるべくわかりやすいところにですね、掲示できるようにいろいろ対応してまいりたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮五鈴議員から「身体障害者の専用駐車場の整備について」を質問願います。

7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 「身体障害者の専用駐車場の整備について」の件で質問します。

今回、私は身体障害者の福祉と社会復帰の促進に関連する問題で提言させていただきます。その前に私自身、障害者として皆様方の温かい御支援をいただき、おかげをもちまして今日まで議員として大過なく活動を続けることができました。最初に心から厚く御礼を申し上げます。

さて、身体障害者専用駐車場は当役場でも2台分が確保されておりますが、さらに一步進めてこの駐車場に屋根を設けていただきたいと思います。その理由としては、身体障害者は多くの場合、自動車の乗りおりに困難を伴い多少の時間を要し、健常者と比べて雨にぬれることが多いと思われれます。続いて、傘をさすことが、あるいは自分で傘を素早くさすことができない人もおられるのではないかと考えられます。

我が坂町にも身体障害者のために適切な措置をとっていただきますようよろしくお  
願いしたいと思います。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「身体障害者の専用駐車場の整備について」の件についてお答  
えをいたします。

町民広場の身体障害者用駐車場は最も施設に近く、施設を利用しやすい場所である  
町民センター出入り口前に2台分を確保し、昨年度からは思いやり駐車場として、身  
体障害者に加え高齢者、妊産婦等の歩行が困難な人など、車の乗りおりに配慮が必要  
な人にも利用をいただいているところでございます。

議員御質問のこの駐車場への屋根の設置についてでございますが、町民広場玄関前  
には車寄せがあり、その上部には、ピロティの屋根部分によって、風雨が強いとき以  
外は、雨天の場合でもぬれずに車の乗りおりが可能となっておりますので、こちらを  
利用いただきますようお願いをいたしたいと思います。

仮に、思いやり駐車場に屋根を設置した場合には、屋根を支える柱の設置等により  
1台しか駐車できなくなります。また、町民広場玄関前は、マイクロバスや循環バス、  
大型バス、その他の来庁される自動車の転向場となっており、屋根つき駐車場を設置  
した場合には、自動車事故の危険性が非常に高くなることが想定がされます。

これらのことから屋根つけ駐車場の設置は、現状では難しいというふうに考えてお  
ります。御理解のほどよろしくようお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の役場から町民センターへ行くところの屋根をこの間も利  
用しよったんです。注意されたんです。タイルがちょっとひびがいくからそこへ上が  
らんでくれて言われて、ちょっと困ったなと思っております。どんなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 答弁がいるんですか。今の。

○7番（姫宮五鈴議員） はい、いります。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。雨の場合にはピロティがありまして、  
その屋根の下で基本的には乗りおりをいただきたいと考えておりますが、風雨が強  
いときには若干ぬれたりすることもあるとあって御不便をおかけしとることもあろうかと思  
います。その中でタイルにつきましては、あそこが役場と町民センターを結ぶ通路と

なっております、多くの方が歩いて行かれる通路となっておりますので、そこへの車の乗り入れにつきましてはですね、御遠慮いただいておりますのが現状でございます。

また、タイルについては車が重たいものですから、そういったいわゆる歩行者用の通路として確保した部分につきましては、御遠慮いただいておりますのが現状でございます、御理解をいただければと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の屋根の分でほかの自動車がですね、回るとき事故が起こるかもわからないという答えがありましたけど、私あその前は物すごく広くてですね、むりにこちらのほうまで来なくてもできるんじゃないかと思うのと、柱は、そんなに柱をぽんぽんと立てて屋根をつけるでなくって、やり方があるんじゃないかと思えます。よろしく願います。答えを。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。現在の思いやり駐車場の部分に、屋根つき駐車場をつけるということになりましたら、当然雨風をよけるために、ある程度強固なもので設置をしないとイケません。そうになりましたら当然屋根の支柱とかがございしますが、現在幅が6mあるんですけどもそのほぼ全面をおうような形の屋根つき駐車場を設置することになります。現在転向場となっておりますわけなんです、自動車以外にもマイクロバスでありますとか、例えば住民の方が大型バスでですね、役場のほうで待合にされて、大型バスもその部分を利用して転向されるケースが多々あります。住民の方や子どもたちが乗ってくるバスなんです、そういった場合にそういった屋根つきの駐車場がありましたら、非常に危険であるということからですね、この部分についての屋根つき駐車場については、設置は非常に難しいのかなということで、現在のところ思っております。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の屋根のことなんです、できてみなきゃわからんじゃないかと思えます。本当、事故が起こるかどう。はい、済みません。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） 確かにできてみないとわからないということもあろうかと思うんですが、つくった場合にそういった事故の危険性が高くなるのが非常に想定をされますので、かえってつくったことによりまして、事故が発生したということに

なるとなかなかつくったことの、身障者の方には非常に御不便をおかけすることにもなるんですが、事故の危険性を回避するという意味も含めましてですね、当面現状のまま御利用を賜ればというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、午前中の会議はこれまでとし、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 11時56分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 訂正いたします。6番出下 孝議員から「空き家の適正管理について」を質問願います。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） それでは、「空き家の適正管理について」御質問いたします。

高齢化の進展に伴い、空き家がふえ、目立つようになりました。長期間放置され、倒壊、また放火などの犯罪の誘発、シロアリなどの虫の害や異臭など衛生面等々で、近隣住民の生活環境や安心安全を脅かさないよう、空き家の所有者には適正管理を行ってもらう配慮が必要であると思います。

長期間放置されている空き家の多くは、所有者が相続や転居などで町外に在住していることから、遺品の処理が困難、またはその必要性がない。また処理や家屋の解体に多額の費用を要する等の理由から放置され、老朽家屋となっていると思われま

そこで、以下のことについて、お伺いします。

1. 現在の空き家戸数を今後どのように推移すると想定されていますか。
2. 空き家管理の実状はどのようになっていますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家の適正管理について」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町政を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では、新たな住宅も整備され人口が増加しているものの、その他

の地区では少子高齢化が進み、空き家が点在するなど、過疎化も懸念される状況でございます。町内の空き家の状況等につきましては、議員さんの御指摘のような状況にあることを町といたしても認識をいたしております。

御質問の現在の空き家戸数及び今後の推移の想定について及び空き家管理の実状についてでございますが、住宅における居住の実態、所有者の確認、建築物の状態など個人のプライバシーにかかわることが多いことなどから状況の把握や今後の推移の想定などにつきましては、困難なものがございます。空き家の所有者の方々には、それぞれの御事情がおりと思っておりますが、町といたしましては、個人の財産は個人で適正に保守管理をしていただきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 今、説明がありましたように、町として個人の財産は個人で適正に保守管理をするというのが、原則であります。しかし現実にはこれできていないから問題が生じておるわけでありまして、ちなみに小屋浦地区で顕著な問題としまして、営団住宅というのがございます。これは昭和17年に建築されました。昔の町名でいまして一、二、三条会、四条会、五条会、上条会、そういったところに建築されて、築70年を経過しております。この営団住宅というのは、現在ここに住まわれておる居住者の方が亡くなったり、あるいは高齢化で施設に入られておりまして、放置されておるというような状態にあります。そういうような状態、現実にはそういう現実がございます。

困っておるのはですね、その空き家ですね、隣家、あるいは付近の住民が一番困っておるわけですね。築70年ですから、あるいは台風とかそういったときにですね、自分の家に倒壊するというようなそういった、あるいは衛生面等でですね、非常に心配、あるいは危険だというようなことを感じておられます。近所ですからその方の所有者に話をしてもですね、お金がないとかでいうようなことでですね、なかなかちがかないというようなことでですね、非常に心配をされておるのが現状でございます。

そういった場合にですね、町としてですね、相談を受けた場合にどのように、先ほど理由は町としての立場から理由は述べられましたが、現実的にですね、そういうように町民がですね、何とかできないかという相談を受けた場合に、どのように町はですね、救済、あるいは対応するのかというところをちょっとお聞かせ願えればと思



ます。

○議長（川本英輔議員） 陰山総務部長。

○総務部長（陰山譲治君） お答えいたします。おっしゃるように現状私どものほうも空き家等についてのいろんな事情で空き家にされているという外見的な事情は承知をいたしておりますが、個々の物件についてどういった方が持っておられて、どのような理由で空き家の状態にされているのかという一々個人の情報につきましては、私どももすべてを把握をしているわけでは決してございません。

今おっしゃったように、個々の事情の方が町に相談に来られたときにどうするかということでございますが、実は1回つい先日、出下議員がこのように御質問をなされたということで、内容を知られた住民の方、当然住民かどうかはよくわからないんですけども、所有者の方が数棟空き家を持っているんだけど、人に住んでいただくには、直すにはおっしゃるように修理費がいる、改築費がかかる。壊すにもお金がかかるというようなことでどうすればいいんでしょうかというようなお話ございました。

基本的には電話ですので、担当のほう詳しいお話はできなかつたんですけども、原則でお答えするしかなかったものですから、まずは所有者の方が自己管理で行っていただきたいというお答えをさせていただきましたけれども、例えば今のところそういった住民の方、また所有者の方から具体の相談というものは現状では私も聞いたこともございませんし、ないものと認識いたしておりますけれども、もしそういうような御相談がくれば、例えばその方によって、何か貸し家にしたいとかいうような思いがあると思われまして、例えばそういうことになれば、不動産屋のほうに御相談なさってみてくださいとか、そういった答えでしかですね、現実には私どもは宅建業者でもございませんし、積極的に個人の内容にまで立ち入ったお話はできませんので、そういった一応外面的な御相談には乗ることはできますけれども、具体的に右へ左へというような方向性をつけたお答えはできないというふうに認識いたしております。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 今回はですね、一応先ほども言いましたように、築70年という倒壊を心配した問題に絞ってですね、お話をさせていただきたいと思います。質問させていただきたいと思いますが、前回、前回と言いますのは平成22年の6月のときにですね、定例会で陰大曲線ですね、そういう倒壊の恐れがあるということで、処置を町のほうがしております。これは交通と、町道を通る人の通行人の安全を確保

するというそういう目的です、処置をされておる。これは当然だろうと思うんですが、これがですね、地理的な条件によって、例えば町道でないところですね、問題は。というのが町道でないところというのは、こういうような道路管理者としての処置いうのもできません。ただもう所有者同士の話し合いということしか処置できないわけなんで、そうしますとこういう事情をよく知っておる方はですね、どうも不公平感があるんじゃないだろうかという、そういう気持ちもまあ生まれるんじゃないかと思うわけです。

そこでですね、ある松江市の市が条例を、条例案をつくって9月の定例会に提出するというような記事を目にいたしました。これをやりますと、そういうような不公平感もなくなるんじゃないかと思うので、この条例というのがですね、所有者に空き屋の適正管理を義務づけるということで、景観であるとか、防犯とか衛生面です、近隣住民の生活環境や安全を脅かす場合には、所有者に指導勧告をできるというものでありまして、勧告に従わない所有者に期限を設けて処置命令と。もっと進みますと被害がですね、広がる可能性がある場合には代執行ができるというような条例の案でございます。こういうことをですね、やって、そういう住民のですね、所有者に適正管理を義務づけ、近隣住民の危険、あるいは心配事をですね、なくしていこうというようなことで動いておりますが、非常に当を得た条例じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、御検討の余地。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の松江市さんですか、いろいろ条例を制定するについて、経緯等もよくよく勉強せんとなかなか言いにくいところもあるんですけども、また執行すればですね、当然費用がかかるわけでありまして、その費用をだれが持つか。例えば今のお話だと70年、80年たった家がもう利用ができない。金を投入しないと、改修しないとできない。そういう場合にですね、ほっておって、行政がほいじゃその条例に基づいた代執行で、建物を壊しました。更地になりました。それ更地になった土地は、個人の持ち物ですよ。そうすると何年かしますとその有効利用をされる可能性もあるわけでありまして、そうするとそれはそういうことになる可能性もありということですね。決してそういうふうな思いでやっとならないと思いますけども、

しかし逆にその他の住民からみましたら皆の税金でやるわけであって、代執行した費用を後でいただけるのならこれはまた別です。そういうふうなことも踏まえてですね、しっかりやっぱり検討をしていかないとですね、逆にそれが不公平に、不平等にもなることも可能性もありますので、そこらまたしっかり勉強していきたいというふうに、この件については思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 私が申しましたのは、松江市の条例の案であって、坂町でこれを条例化する場合にはですね、そういう代執行というようなものはですね、削除して命令とか、処置命令というような範囲内ですね、検討もしていけばよろしいんじゃないかなろうかと。坂町にあったようなですね、そういう条例をつくっていけばよろしいんじゃないかなろうかということで紹介したわけでありまして、ぜひそういった主旨でありますので、御検討をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 主旨はよくわかりました。そこらも踏まえてですね、もしそういう条例をつくるのであれば、やはり坂町の状況、文化にあったような条例にしていかなければならないと思いますし、そうなりますと当然各地区の住民協の役員さんと会長さん、役員さんとか、そういう方々のこれに対する御意見等もですね、伺いながら当然これはどうあるべきかを見出していかなければならないと思いますけど、いずれにいたしましても今、御提案いただきましたものにつきましては、担当課のほうで非常に考え方によっては、いい面もありますし、検討をしてみたいというふうに思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番折出直幸議員から「公園遊具は安全か」について質問願います。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 「公園遊具は安全か」の件で質問いたします。

5月14日に広島市東区の児童遊園で、ブランコの木製の支柱が腐って根元から折れ、児童がけがをする事故が起き、広島市は事故翌日に、市営住宅と管理する公園の計31カ所に設置された木製の遊具などを緊急点検して、点検の結果5カ所で安全上の問題を確認したそうです。

坂町では常時職員が公園の安全点検等の巡回をしていて、地区住民の協力もあるなど二重の管理体制で、私を知る限りでは大きな事故もなく、計画的な改修を行うなど目配り気配りでの管理体制がうまく機能していると感じています。

しかし、これからも無事故である保証はなく、遊具の老朽化もあることなので、広島市の事故後、坂町でも公園の安全点検を既に実施したと思いますが、未実施であれば即対応をお願いいたしたい。また、既に実施したのであれば、公園遊具の安全状況や改修状況について、町当局にお伺いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「公園遊具は安全か」の件についてお答えをいたします。

現在本町には大規模な地区公園である横浜公園、近隣公園である平成ヶ浜中央公園、都市緑地として位置づけられている小屋浦憩いの森や、その他の街区公園32カ所と児童遊園地の五ヶ所の計40カ所を維持管理をいたしております。

議員御承知のように各地区にある公園は、地区の住民福祉協議会にお願いをして定期的な清掃、草刈り、遊具などの点検等を実施をしていただいております。町では公園ごとに年2回の剪定、施肥、草刈りや月1回の公園パトロールなどを実施し、不良個所については早急に修繕など対応をいたしているところでございます。

御質問の広島市の事故後安全点検を実施したかについてでございますが、通常の点検に加え公園パトロールを実施し、特に老朽化による腐食の可能性のある木製遊具を中心に、再度点検し安全を確認をいたしております。

また、公園遊具の安全状況や改修状況についてでございますが、本町では昨年度広島県緊急雇用対策基金事業を活用して、都市公園台帳整備業務を発注し、その業務において町が管理をいたしておりますすべての公園に専門業者による現地調査を行い、測量、公園施設調査、樹木調査をするとともに、遊具点検を行い、遊具等の劣化状況を把握し、緊急度の高いものから随時修繕を実施をいたしております。

このように町内の公園の維持管理につきましては、きめ細かく点検、修繕、整備を行っておりますが、もし議員お気づきの点がございましたら担当課のほうに、御一報をいただければありがたいと思います。これからも都市公園の安全な管理、運営に努めてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 答弁を聞いてですね、安心しました。都市公園台帳でものを

つくられてですね、適正に管理されとると思うんですよ。今回聞かせてもらったのも木造遊具ですね、木製遊具のことなんだけど、ほかの部分もですね、私もこの質問をするにあたってですね、ほとんどの公園見て回りました。木製が特に痛んでるんですけど、鉄の部分もですね、例えばベイシティのある裏の公園ですね、あのすべり台の足の部分がですね、滑ったところの足の部分がもう腐食しとるんです。そこらの部分も腐食ぐあいがすぐ傷むぐらいかどうかはですね、私らはちょっと素人にはわからんと思うんで、そこらの再確認もね、一つよろしくお願いします。

それで、私1点目のですね、ちょっと確認なんですけど平成ヶ浜の中央公園のですね、雨が降ったときの水はけがすごい悪いと、近隣住民からですね、ちょっと指摘を受けまして、たまたま降ったときにですね、写真撮つとる部分をですね、担当課のほうにまあまあさせてもらったんですけど、そこらのですね、把握ぐあいをちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。先ほどの平成ヶ浜中央公園の件でございすけども、月1回の公園パトロールを実施しておりますが、雨天の場合の把握はちょっとしかねる部分がありますので、再度現地をよく調査しまして、不良の個所については改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） よろしく申し上げます。

2点目ですけど、横浜公園のですね、つくってからもう30年ぐらいが経過しとるわけで、駐車場の有料化とかですね、木が大きくなってから伐採を3年かけてから結構お金かけてからですね、直してもらったり階段の道もですね、すごく整備してもらってですね、いい公園だというように自分は認識してます。ただ30年もたつとるんで、木製の遊具がですね、子どもの国のところですね、ベンチが結構腐ってきとるんですよ。ほとんどはこの遊具は木製なんで、やっぱり30年もたつとるんで、そういう状態なんのが当たり前だと思うです。それで担当職員さんもすごく把握してくれとるんで、改修はしてくれると思うんですが、ただ、私が言いたいのはこの遊具自体がですね、全体的にもう30年もたつとるんで、古くなつとるんでね、それであれだけの大きい公園なのに、滑り台とかブランコはですね、小さい公園の同じくらいのものしかないんですよ。だから思うにそろそろいろんなところを整備してもらって、

よその町の人から言えば、あこの公園をほかの人に教えたくない。自分だけの公園のような感じで、いい公園だからというような意味のですね、声も聞いとるんですね、もう一つ人気がある公園ですけどもう一つまだもう一段階いい公園にするためにですね、遊具の子ども国ですね、整備を一つ今言うてからすぐできるもんじゃないですけど、検討課題としてですね、担当課はちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがです。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。横浜公園の遊具の見直しにつきましての御質問だと思いますけども、町内の各公園をですね、整備する中で、それぞれの特徴を生かした整備を計画的に実施しております、利用状況とかですね、安全性等を考慮し、また地元の意見も参考にしながら利用者にとって何が最良のものなのかを研究し、体制状況等も考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

それと横浜公園につきましては、大規模な公園、先ほど町長の答弁にありましたけれども地区公園といった5ha以上の大規模な公園でありまして、各エリアごとのですね、特徴を生かした公園整備を行っておりますので、そういった遊具等につきましてもですね、外部にある公園とはまた一味違った公園として、整備をしているものでございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） まだ横浜公園のことですけどね、というのは利用者からですね、そういう時々声を聞くんで、これはまあこういう公の場のですね、部分で言わせてもらったほうがいいなと思ってからですね、ちょっと思うとったんですけど、子ども国のところからですね、桜園における階段、ウォーキング事業で同じく道を整備してもらったんですけど、すごくいい階段になっとるんですけど、そこにですね、せっかく上に例えば福祉関係の老人の方が来るとかですね、というような意味合いをもつてですね、車いすの人も結構上まで上がれるんで、利用されるんですよ。ただ1番肝心な桜の時期にですね、おりるためには階段なんで、すごく不便だという声を以前からあるみたいなんです。私だけじゃなくてから公園の管理職員さんの人もですね、何かこの前ちょっと改めてからそういう声がありますかと聞いたらですね、あると言われてたんで、あこをですね、やっぱし何ですかスロープを設けるとかですね、そういうこともですね、一つ検討課題にね、してもらいたいと思います。いかがでしょう

か。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。体の不自由な方とか、高齢の方の来園につきましては、管理道を使ってですね、そういった団体で来園される場合は来ていただいております。桜園におりるところは、確かに階段でおりのような形になっております。ウォーキングトレイル事業をやった当時ですね、そういったスロープを設置するには基準的にあわないということもあって、スロープは設置してないというような事情もございますが、別のルートを探しながらですね、そういったことも検討といいますか、研究をですね、していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（折出直幸議員） いいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野純敏議員から「上条トンネルの現状を聞く」について質問願います。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 「上条トンネルの現状を聞く」の件で質問をいたします。

上条トンネルは上条迫の故畝為吉氏の私財と労力によってつくられた町の大切な宝である。現在60年以上を経過し、依然町の主要交通路として、また地区住民の大切な通路として利用されている。

現在の状況は水漏れが激しく、また多くの亀裂が生じている。今までに耐力点検調査は実施したことがあるのか。実施したのならば結果はどうだったか。今後の安全対策について、町行政に伺う。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「上条トンネルの現状を聞く」の件についてお答えをいたします。

上条トンネルは町道植田上条線の一部として、上条地区と植田地区をつなぐ延長110m幅員5mの主要な施設となっており、昭和26年3月の完成後多くの方が利用をしておられます。

御質問の耐力点検調査は実施をしたことはあるかについてでございますが、平成7年に上条トンネルの現況踏査を実施をした結果、外壁コンクリートについては、強度

の劣化はほとんどなく比較的健全な状況でございました。漏水やコンクリートのひび割れにつきましても水漏れによる目地部分の剥離劣化はあったものの、特に構造的には影響はございませんでした。

また、ハンマーによるダウン調査では、在来工法トンネルには多くある空洞などの確認はされておりますが、掘削部分が硬質な花崗岩であることから、構造に問題はございませんでした。現在道路パトロールやトンネル通行時には、ひび割れ個所などの状況を調査し、異常でないことを確認をいたしております。また、これまでコンクリートの剥落などもなく、緊急に対応する必要はないと考えております。安全対策につきましても引き続き道路パトロールなどによる点検を実施するとともに、トンネルの調査につきましても平成7年から17年を経過していることや、完成後61年が経過していることなどから実施に向けて検討をしていきたいと考えております。御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 確かに町長の言われるとおりです。だけどですね、私がまず言いたいのは、このトンネルは町の持ち物ですよ。そうですね。そしてですね、このトンネルはね、私が恐らく坂町の中でも職員100人おる中で、これができる前に生きている人は、多分できて後に生まれた人ばかりです。そうしたらね、こういう重要なものをね、つくってもらってですよ、確かに今どこも悪くない。何もなし。しかしですね、確かに40年目にやったことは確かです。それはどうしてかというたらですね、高速のトンネルも新幹線のトンネル、トンネル工事は大体40年目で、30年か40年の間に一応検査するんですよ。それからコンクリートの強度からしても大体そのころからが50年までが1番強度が強いと言われておる。だからいいのはいいんですよ。ですが町長も行ったことがあるか知らんけど、今行ってみなさいよ。この状態をですね、私がいうんじゃないんですよ。全体的に私もずっとはかって写真ちょっとしよるけど、この間も先月からずっとやってみるのに、割れ目、多いところは5cm、検査棒を突っ込んで4.5cm、5.0cm全部あります。空洞ができとるのは確か、空洞ができとる安心しとられるけど、トンネルの手前植田側、これの割れ目も徐々に、それで上条の人にも聞いたら年配の人は80代の人は、この辺、5本ほどあのときに桜がトンネルを見て桜が駅のほう向いて桜を植えたんじゃと。確かに植えてあるんですよ。右側、左側のはまだ細いけど、皆同じに植えたんだけど、右側のトンネルの角



のほうが大きいんですよ。確かにその影響があるかもしれんけど、調べた結果左からずっとトンネル1 m 2 0のところは全部割れ目なんですよ。徐々に徐々に、私は普段だったら車で通るから4時半に朝行って、あの10リッターのカンカンを持って行って、脚立を持って行って、水からあの小さいじょうろでやってみたんですよ、10カ所ぐらい。1時間かかりましたよ。全部やってみて大方下へ出てこんのんですよ。確かに今いう空洞なんですよ。そしたらあの割れ目がずっとあるところね、スポイドでこうやって入れてみてもね、全部外へ出んいうことは、中に入りよるんです。だからあの40 cmぐらいのね、小さいところで30 cm、全部割れ目に入ってくるんですよ。私が見た目でね、町民が通る、それと職員が回りよるかもしれん。少しは歩いて見て、見てもらいたいと思うんですよ。その辺本当に歩いとるか一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。今、実際歩いて見とるかということでございますけれども、その道路パトロール時とか、通行時とかそういうのがあればですね、するときにはですね、幾たびでもないですけど、それはたまに、たまにいう表現はちょっとまずいかもわからんですけど、そういうときにはですね、何回に1回おとりてですね、そういうところを確認してですね、通行に支障がないというのを確認しております。ということでございます。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 行ってきているのは、ありがとうございますね、しかしね、このトンネルはですね、上条の人でも言う人がおるんですね。どうしてかと言うとこれは人がつくったもんじゃけんのう町が、自分がやったんなら一生懸命きれいにしてくれるという感じがあるんですよ。それが今あの公園の上条のグラウンドの前、道路にしてもそのとおり。それから見た目がですね、あんたがやるんだったらトンネル化粧もせえいよる。だけど化粧ができんのなら一遍中ぐらい掃除をしてね、あっちこっちやりよりますね。噴射で水でざっと洗うて、そしてきれいにせんとせっかく皆さんにもろうて、私が言いたいのはですね、これはですね、皆さん知らんけどここらあのころね、ちょうど僕が小学校6年、中学校に入る前ですね、そのおりにやった。聞いた回ってみるとあのころ1,500万円ですよ、あの工事が。私財引っ張り出して、それで土方が一生懸命やっつくったもの。それからあのころに田んぼが500円です。それでいい田んぼ、道路の近くの田んぼのいい田んぼで畑が500円で、田んぼが8

00円ぐらいで、取引しとるんですね。それも大方ただでくれたりして協力しとるんです。植田からあこまでね。こういう道路でね、今の時期に通るのに、あそこまでこの間上条トンネルの手前は道路をきれいにした。植田側もきれいにしてもらった。だったらあのトンネルだけでもね、どうぞ行って見てください。あれで本当に安全、プロは安全言うかもしれん。だけどね今はね、トンネルの検査はですね、電磁の検査がある。電波の検査がある。農水の検査にしてもあるんですよ。それとまた今言うように桜の木があるのかないのか知らんけど、その辺の検査をしながら町民が安心するようなね、ちょっとへえ、きれいになったのう、それからこれだけの道ならね、今はね、100年でももてる接着剤があるんですね。その接着、セメントの接着剤でも入れてね、すき間と、それから材来工法でつくったコンクリートにはですね、確かにどしてかいうたらあのころはね、ミキサーでもがっちゃんがかっちゃん人間はあせるミキサーだったんで、コンクリートがまざっとらんから、土が入れてある、行ってみりゃわかるように、これぐらいの穴があいて、ところどころ格好が悪いから小さいマジックでね、応急しちゃあんたらに迷惑になるんで、小さいマジックでマルをしとります。それがね、そこはね、もうしょうがない。それでも注入をしてね、きれいにすべきだと思っんです。それとやはり上条の方が見ても、植田が見ても今からあそこ今たくさん遊歩道を使って歩きよりますよ。その人らが見て、恐らくきょうぐらい行ってみたらざーざーですよ。雨が降らんでも漏るんだけど、それは前に部長に聞いたように、水が漏るのはいい。でも水がわいてないけどつなぎ目から漏れよる。だけどこれからはですね、やはり劣化をしてくる。ましてやそのすき間がどんどん、どんどんあいてきてね、六つあるんです外灯が。六つと三つのちょうど真中ぐらいの天井まではですね、まだひどいんですよ。この間私は脚立のこうやってする分のをはしごを持って行って見たんですがね、それらを見たらね、通常の間がさーとそれを職員がさーとでいいよ。そうじゃなしに上まで見てくれっていうんですよ、とまって。それでお宅らがしたいんならで、私も何も質問しませんよ、これで終わります。

あのね、私が出して、20日に出したよこれ。そしたら私は1回、2回見てどこでもチェックしてくれたかと思った、排水も脚があるんですね20cmのこうごみため枘が、前に私は3年ぐらい前に一遍掃除をしたことがある。それからしとるかなと思うて、この間から行って、今朝も行ってこんないつしとるかというてきょうも行って見たら案の定、この枘の中で土がいっぱいですよ。ごみためですよ。質問するのがわ

かっとなるならね、それぐらいの杓で、貝かきでね、私はいつも貝堀りに行く時車に積むこうやって貝かきでこうやって10回もすればなくなるんですよ。それすらせずにおいてね、管理をするか、これが耐力検査の生徒が言うたけど、これは私は簡単に書けいから耐力で皆維持管理、毎日の維持管理とは言わん。年に1回も60年過ぎたんだからして、それからきれいに水洗いするぐらいにしたら割れ目もよくわかる。それのその言う調査しながら補てんをしていけば、今から先も100年もてるでしょうよ。だからそれをしてくれって私は言う。その辺を一遍回答してください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよくわかりまして、先ほどの答弁させていただいたように、これから検討させていただくということではありますが、私も月に1回ぐらいはあのトンネルを通っておるんですけど、犬を連れて。天井は余り見んのですけど、まあまあ大丈夫かなとは思っておりましたが、これやはり調査をさせていただきますして、また専門家の意見を聞きながらどうあるべきかということをもた来年度にかけてですね、検討していきたいというふうに思っておりますので、一つよろしくお願ひします。と同時に、今、排水溝の掃除とか何んとかいうことがありましたけども、ただこれもですね、もう公助に耐えられてもなかなかむりな部分がありますんで、やっぱり地域といろいろと検討をしながら地域にも御協力をいただきながら、ともに共助でですね、地域と行政が一体となって、その地域を守っていくというような方向にですね、あわせてですね、このたびトンネルの調査検討しますけども、あわせてそういうこともですね、しっかり地元住民協と議論をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） あのですね、そこまで言ってもらってこれは余談の話です。余談ではないんですけど、これに関する。これをね、道路をきれいにしてですね、きっちりやれば、今度ですね、町には貴重な県道、町道をやる場合がありますよ。そのために今町長が言われるようにね、公助だけじゃなく共助のね、目を引き出すためには、ここをきれい、ああやっぱりのう、それからそうやってあれをやったのがどういう状況かというのが生まれた周りの人が少ないから。そうでしょう。そうしたらそれによってああ坂には偉い人がおったんですのう、ほいじゃうちらもいう考えが欲しいんですよ。ねえ、そのためにもあれをきれいにして、何とかやってきれいよりは補修なり

をして、管理すれば、ああ、あれはだれがやったんか思うたら今の小学生、中学生、高校生、知らんですよ、だれがやったとも。町がやったもんばかり思うと。そうじゃなくて、ワンテンポ上にいって、次の町道、県道やるための責任もあがると思うので、その辺をひとつ。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよくわかりますんで、来年度以降ですね、いろいろ今から供託しながらやっていきたいと思えますし、それと今の町内のそういう史跡とかそういうものにつきましては、教育委員会のほうが、副読本というのがありますね、それにそういう歴史的なものをですね、盛り込んだ授業がですね、学校のほうでやっておりますんで、そこらもひとつよろしく願いいたします。

○11番（瀧野純敏議員） ハイ。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「子どもなど交通弱者の安心安全のために道路環境整備を」について、質問願います。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「子どもなど交通弱者の安全安心のために道路環境整備を」の件について、御質問いたします

最近、子どもたちの集団登校の列に車が突っ込み、死傷者が出るという事故が続いています。幾ら交通ルールを守っても危険な通学路での無謀運転事故です。

昨年度策定の平成27年度までの坂町交通安全計画では、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道の整備を推進し、人に優しい道づくりをとっています。町内にも歩車分離がなく、車と歩行者の通行が多い、危険な生活道や通学路があります。特に坂駅前通りと坂郵便局から横浜海岸へ抜ける町道地蔵土手線です。駅前通りには通勤や通学だけでなしに、ウォーキング客も多く歩行しておりますし、地蔵土手線は横浜小学校の通学路で、現在平成ヶ浜地区二部地区の子どもたち約130人が登下校しております。通勤通学時には人も車の通行も多く、歩車分離がないために危険な通行状態で、いつも事故が起こるとも限らない中、何らの安全対策もなされておられません。

早急に道路環境の安全整備の必要があると思うがどうかいかがでしょうか。例えば1番として、通学路とか譲り合いゾーンなどの道路標示。2としまして、歩道部分を

色分けする。3として、道路を山型にしスピードが出ないようにする。4として、通行量の多い危険な時間帯を一方通行にするなどの対策はできないものでしょうか。安全安心の通行通学、そしてウォーキングができる道路環境整備を早急に取り組む必要があると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子どもなどの交通弱者の安心安全のために道路環境整備を」の件についてお答えをいたします。

最近全国で登校中の児童らの列に自動車が突っ込み、多くの死傷者が出る痛ましい事故が相次いでおります。このような中、本町におきましては、学校で通学路の総点検を実施するとともに、危険が予測される通学路につきましては、これまでも学校等や保護者からの要望を町関係部課と対策を検討した上で、坂町交通安全対策協議会で協議をしていただき、カーブミラーや防護柵など設置可能な交通安全施設を整備し、歩行者の安全確保に努めております。

高齢者等の交通弱者におきましては、海田警察署と坂町交通安全協会と連携をして、老人会を中心に高齢者向けの交通安全に関する講話を開催したり、交通安全協会から歩行安全のための反射材の配布や、高齢者自転車大会に参加をしていただくなどの啓発活動を行っております。

また、子どもや高齢者等の方々のみならず町民の皆様方の交通安全意識の高揚と交通道德のかん養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携し、啓発活動の充実に努めているところでございます。

議員から提案された駅前道路の町道浜田中津線や町道地藏土手線は、現在横浜地区及び坂地区と横浜地区を接続する主要道路として多くの車が通行している状況から、山型のハンプの設置や一方通行などの対策につきましては、車両への規制を伴うため、主要道路では設置等は困難というふうと考えております。

また、自動車交通を制御をして、歩行者空間を生み出すためには、地域とのコンセンサスを十分に得つつ、安全対策に取り組む必要があります。今後も引き続き危険が予測される道路へや地区住民福祉協議会や警察署及び交通安全協会など、関係機関と連携し、カーブミラーや意識啓発看板、路面表示などを設置し、歩行者の安全確保を図り、安全安心のための道路環境整備への取り組みを推進してまいりたいと考えてお

ります。御理解と御協力のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 答弁としてはごもっともな答弁でですね、まあええんですけども要するにですね、冒頭で言いましたように、車が突っ込んで来ての後ろから突っ込んで来てからの分というのはですね、交通ルールを守っとるわけですよ。子どもたちは守っとるんだけど突っ込んで来るというのが、突っ込んでくるのが悪いんですけども、それに対して何ら道路状況のですね、注意を促したりとか、環境整備といいますかそういったものができてないということがですね、非常にある思うんですね。それが多分道路管理者としての町の責任、もし事故があった場合ですね、今きょうも雨が降ってですね、今の地蔵土手線は朝見ましたらね、傘をさして来よるんですね。行きよるんですね。横浜海岸に向かって平成ヶ浜のほうへ行く。今度は逆に勤務する人が歩いて来よるということで、もう二列に、一列ずつこう行っても二列になる、そこを車が走るというような状況が続いとるわけですね。

我々近所の人もそうだし、学校も例えば通学路の変更が必要があるのかなというようなこともあるんですが、通学路の変更については、安全性の問題、人の目につかないということで、ちょっとどうかなというような気がするんですけども、ただあそこは通学路だけになしに一般の人たちも結構多いし、自転車も多い中でですね、全く歩道が、横断歩道が保育園の前に一つあるだけで、何ら対策が打たれてないわけですよ。だから事故が起こらんのが不思議なぐらいなんですけども、そういう中でもう少し進んだ形でのですね、事故防止の策というものを考えていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。なかなか今の対策につきましてはですね、物理的に幅員が狭いということでガードレールを通そうというものを設置した場合はですね、車道付近が確保されないというような状況にございます。ただできるところは潮入りの上とかにも歩道を両側に設けておりますし、保育所の前とかも若竹保育園ですかね、あの前にもできるところはしているようなかっこうでございます。

ただ、今後できるとすれば、物理的にはなかなか難しいところがございますので、注意啓発看板とかいうのは設置可能と思いますが、そこらもより効果的にということで地域とか学校とかそこら等とよく協議して適切な位置につけるといようなことに

なると思います。そういうことで、そういう啓発の看板については可能ということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） ここに限定してということであれば、今、海田町の道路がですね、また狭いんですけどもグリーンがあって白線のいうのをやっていますよね。あれが歩道じゃろう、歩道というような感覚だろうと思うんですけども、ああいう形で例えば色分けするとかですね、それから保育園のところから狭くなるとるんですが、あこらへ子どもに注意とか、譲り合いゾーンとかですね、そういうような、あこが両方が突っ込むとですね、非常に危ないわけで、そういうところがあるんで、できればそういう事前に車をとめて、その間車をとめるとかですね、注意を促すというようなこともですね、必要じゃないんということではですね、これは地蔵土手線だけじゃなしに、坂の駅前もですね、最近ウォーキングで結構歩くんですけども、駅前からずっと総頭川までに抜けてですね、あるいはこっちの踏切から駅に向けてですね、横のほうからいうところが非常に道路が狭い中で、結局その歩道との区別もないというようなことで、そこらもできればですね、さっき申しましたように、歩道みたいな、歩道みたいなどうか知らんけど色分けするとかですね、そういうことができるんじゃないかなと思うんですけども、そこはやっぱり規制があるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。今言われたように白線を引いて、そのわきにみどりとかそういう色をつけて視認性を高めて、通行上の安全を図るというようなことでございますけども、やはり外側線を引くに当たりましてですね、やっぱり幅員が3.5m以上ないとなかなか引けないというのがございまして、それを引いた場合に広い個所もあればいいんですけど、狭くなったところで現時点で幅員が、例えば今言われた地蔵土手線とかいうのは、3m30とか、狭いところで3m30ぐらいしかないところもございまして、連続性も保てないというようなこともございまして、ケースバイケースになろうと思いますけど、今現在町がそういう歩道がなくて、車が通ってるとこというのは、なかなか幅員が狭うございまして、そこらなかなか3.5m以上確保して、白線を引いた場合、残りがわずか30cmとか、50cmというところがほとんどでございまして、なかなか全体的にいうのは難しいところと考えております。

その中ではいろいろP T Aとかそういうところで協議されて、そういう中でぜひそういうところで、ここは広いから設置が可能ではないかというようなことで、連続性とかそういうものが保たれれば、また一緒になって検討していきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 万が一、そういうところで事故が起こった場合ですね、やっぱり町として何ら手を打ってないということであれば、町の責任になるわけです。問われるわけです、最近は。だから何らかの対策を打っておるということであればですね、やっぱりそういう面で少しは町の責任が軽くなるという点があるんで、特に緊急な課題というか、駅前線と土手線についてはですね、よく毎日朝に見ていただいていますね、状況を判断しながら適切な手を打つ。今の状態をほったらかしにするんじゃないんで、ぜひ何らかの手を打って欲しい。もちろん住民協からもですね、2部、3部とか住民協からも要望書を出そうと思うし、それから今度交通対策協議会でも話をしよう思うんですけども、やっぱり町ぐるみで、町長がよく言われる安心安全のまちづくり、特に子どもたちの安全を守るためにですね、やはり見過ごすわけにはいかない状態なんですよ。特に最近そのそういった事故が起こる場合があるんで。そういう面と地域の近くの住民の方も子どもたちの登下校を毎日見の中で、やっぱり心配されとる面があるんでですね、ぜひこういったことについては、取り組んでいただきたいと。

このたび第9次交通安全計画というのができておりまして、その中では27年度までには死者ゼロ、交通事故件数が年61件以下ということで、現在100件を超えとる状態を減らしていくというような目標を立てとるわけですね。

この間から町の広報へ4月から4回にわたって、町の交通安全計画について紹介しますよと出とるんですが、これはあくまでも交通ルールを守りましょうということだけ書いてとってですね、こういう道路環境を整備していきまぜよというのがですね、ないんですよ。まだ後2回あるけんわからんのじゃけども、そういう道路整備の問題については、今、特に県道坂小屋浦線の問題だけにあつて、ほかのところは全然取り組みがなされてないというようなことがあるんでですね、ぜひここら辺については、取り組んでいただきたいと。それで今、地蔵土手線についても、将来的には保育所のところまでは拡幅用地があるんで、ここらもですね、将来平成ヶ浜と横浜地区を結ぶ主要幹線道路としての拡幅等をですね、これは住民の問題もあるんで、なかなか難し



いとは思いますが、そういったことについて、計画はありやなしやのことについてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。交通安全の環境整備につきましてはですね、注意看板、意識啓発看板とかいうのをわりと、どう言うんですかね、町が独自で設置できるんで、規制がかかりませんので、協議とかいりませんので、わりと見やすく立てられるので、それらを地域とか学校とかそういうので、いい場所に設置できればと考えてます。

また、地蔵土手線の拡幅ということでございますが、現在財源とかそういうものがございましてなかなか難しいということで、第4次の長期総合計画も今掲載されてないということで、この4次の間ではちょっと今のところ考えてないということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番折出直幸議員から「広域ごみ焼却場の安全度」について、質問願います。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 「広域ごみ焼却場の安全度」の件で質問いたします。

昨年12月に呉市のごみ焼却施設「クリーンセンターくれ」で、焼却炉内で作業員2人が灰に埋まり、そのうち一人が死亡するという事故がありました。呉市は大幅な管理運営の見直しを余儀なくされています。

その事故以前ではありますが、昨年10月に坂町議会の総務厚生委員会は、坂町亀石にある広域ごみ焼却施設、安芸クリーンセンターの視察を行い、①ごみの処理量が減少していること、②経費削減ができていること、③売電金額もふえていること、④現施設は平成29年までの稼働予定であること、⑤今後も徹底したエコ運転で最良の管理に努めることなどの適正運営が実施されていることを検証しました。

しかし、呉市の死亡事故を契機として、安芸クリーンセンターの作業の安全に関する取り組みと、ダイオキシン等の公害数値の現況と今後の適正化に関する取り組みをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「広域ごみ焼却場の安全度」の件について、お答えをいたしま

す。

ダイオキシン類の排出抑制とごみ処理の適正化を推進するため、安芸地区衛生施設管理組合を事業主体といたしまして、坂町を含む周辺4町で広域ごみ焼却施設、安芸クリーンセンターを建設し、平成14年12月からの本格稼働後9年が経過をいたしました。本施設はダイオキシン類の発生を抑制し、かつ自家発電を行うことのできる熱分解ガス化溶融炉を県内で初めて導入をいたしましたもので、環境対策に十分配慮した最新の施設であり、適正なごみ処理の推進に大きく寄与しているものと考えており、今日まで安芸クリーンセンターにより適正かつ安全に稼働をされているところでございます。

御質問1点目の呉市の死亡事故を契機として、安芸クリーンセンターの作業の安全に関する取り組みにつきましては、安芸クリーンセンターにおきまして呉市の事故の発生原因の聞き取り調査を行いました。呉市の施設は安芸クリーンセンターと比較して焼却炉の構造が異なっております。安芸クリーンセンターの焼却炉におきましても呉市と同様にヨウ由来の耐火物整備のため、クリーン化といわれる灰のコンの除去作業は実施されておりますが、安芸クリーンセンターは熱分解ガス化溶融炉で1,300度C以上の光熱で燃焼させるため、焼却物は溶融したり、ある程度固まっていることから、灰が飛散しにくい構造となっており、その上点検がしやすく、換気がしやすい構造となっていることから、事故のリスクは非常に少なくなっているものでございます。

また、作業に際しましては、委託業者から作業計画書の提出を義務づけ、作業前には安全についての協議を実施し、日々の報告も行うなど、安全確認が行われております。今後も作業中に安芸クリーンセンター職員が立ち会うなどをいたしまして、委託業者により一層の安全に関する連携に取り組んでまいるとのことでございます。

御質問2点目のダイオキシン類などの公害数値の現況と今後の適正化に関する取り組みについてでございますが、現在稼働をいたしております安芸クリーンセンターでは、ダイオキシン等の測定数値につきましては、年間を通して排気ガス、排出物、敷地境界における騒音、振動、悪臭など各種の測定が実施されており、いずれの項目についても法の基準数値はもとより、坂町との協定に基づいた数値以下で運転が行われております。安芸クリーンセンターは今後とも適正な維持管理をしていくため、計画的に施設の点検整備を行い安全運転に努めてまいり旨報告を受けているところでござ

います。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 町長の答弁をお聞いてですね、安心をしております。ダイオキシンの数値のことにしてもですね、10年前に上条から亀石に移ったわけですけど、亀石にとってはですね、本当にちょっとひどかったというような感じを持ってですね、亀石の人もそういうものが亀石にくることをですね、すごく拒んだいう経過がありまして、ちょっと私もそこにかかわらせてもろうてですね、上条の数値から言や365分の1になるんですよと言うて安心してもらった経過があるんです。

そこらの意味をもってですね、そのときに私15年ここで機械が動くというような話もさせてもろうとるんで、そういう意味合いでですね、ちょっと確認でから4番目ということのですね、昨年10月に現地視察したときのですね、説明の部分の4番目の現施設は平成29年までの稼働予定であるということのですね、ちょっとまあ意味合いをですね、例えばもう5年あるわけですけど、そこらの取り組みをそろそろされてるんか、これからされるんか。そしてまた管理責任者である町長ですね、そこらの意向の部分、まだ会議に入っていないし、また正式にはまだなっていないか、なっとるかどうかわかりませんが、そういうところをですね、ちょっと教えていただければと思います。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時07分）

（再開 午後2時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成14年から15年ということで、こんな施設をつくったわけでありまして。現在残されるどころ、後6年ぐらいになってきたわけでございますけれども、今そういうことについてどうあるべきかということですね、国、今は所管が環境省になっておるようでございますけれども、そこら国としての指針、あり方等もですね、考慮しながら今、検討をいたしているところであります。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員）　じゃ、もう1点、さっきダイオキシンのかいう部分の協定書を坂町と結んでいると、数値のですね、いう答弁があったんですけど、じゃ、この施設がですね、その29年度どうなるかいう部分の協定の関係も坂町との部分はありませんか。そこらをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午後2時09分）

（再開　午後2時11分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君）　お答えいたします。その29年とかいう文言については書いてございません。

○議長（川本英輔議員）　8番折出議員。

○8番（折出直幸議員）　じゃ、済みません。29年という形ですね、意味合いを私らも最初できたときに聞いとるんですよ。そこらの意味をね、どう解釈すればいいのかなと思って。例えばまあ正式な土地の契約は32年とかいう形をちょっと聞とる部分があるんですよ。だったらその29年で終わりという意味ではなくても、その前後の部分は多分若干の意味合いはあるんかもわからんけど、そういう方向の部分ですね、私らがどうとらえとけばいいかなと思って。管理組合のほうでね、どう対応されるのかなと思ってからちょっとそこらを漠然とでもいいんですけど、やっぱしこれからのもう5年というても実際に5年でぱっと契約が切れるという意味じゃなかったらどうなるんかなという、これからのことを教えてください。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　何が、いわゆる何を聞かれるのかちょっとようわからんですけど、要は15年たったらどうするんかいうのを聞きたいわけですか。

○8番（折出直幸議員）　そうそう。

○町長（吉田隆行君）　それをはっきり言うてもらわんと、なかなかわかりにくいものですから。

○8番（折出直幸議員）　29年までいうてからさっき言うたんで。

○町長（吉田隆行君）　それはですね、先ほど答弁でしましたように、一応15年間は

ということになっておるわけでありまして、しかしそういう時期が段々近づいてきておるといふことで、いろいろ今、環境省等ともですね、協議をしながらですね、どうあるべきか、あるいはそこらをですね、今しっかり検討をしよる段階でございます。

また、そういうことがですね、まとまりまして管理組合の中で、いろいろ協議が進んできましたら、また議会のほうにも報告させていただきたいというふうに思っておる現状でございます。

○8番（折出直幸議員） はい、わかりました。

○議長（川本英輔議員） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

折出総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（折出直幸議員） 総務厚生委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」審査の結果は実績もあり適任であると認めるものであります。

なお、委員会審査報告書については、本日議長に提出しています。

○議長（川本英輔議員） ただいま委員長報告がありました。これについての質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

本件は委員長の報告のとおり答申することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

○議長（川本英輔議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

最後に町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成24年第3回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にお願いいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

これから梅雨も本格的になり、蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いをいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成24年第3回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（高橋蔦江君） 皆様、御起立願います。

（全員起立）

○議会事務局長（高橋蔦江君） 御礼。

（閉会 午後2時17分）